

長崎県住宅供給公社からのお知らせ

諫早西部新住宅市街地開発事業の廃止に伴う都市計画の変更に関する説明会の開催について

諫早西部団地においては、平成10年から長崎県住宅供給公社が施行者として新住宅市街地開発事業として宅地開発を進めてきましたが、社会情勢や住宅ニーズの変化に対応した新たなまちづくりを進めるため、令和4年10月に長崎県、諫早市及び長崎県住宅供給公社で「諫早西部団地の未処分地におけるまちづくり方針」をとりまとめました。これに伴い、新住宅市街地開発事業の都市計画を廃止し、併せて用途地域及び地区計画を変更する必要があります。

つきましては、下記のとおり県市と合同の説明会を開催いたしますので、お知らせいたします。

●説明会日時と会場

日 時	会 場	住 所
12月21日（水曜日）午後7時00分から	破籠井町公民館	長崎県諫早市破籠井町 263-1
12月22日（木曜日）午後7時00分から	西栄田町公民館	長崎県諫早市西栄田町 653-3
12月23日（金曜日）午後7時00分から	真崎町公民館	長崎県諫早市白岩町 54-9

●内容

- ・諫早西部団地の未処分地におけるまちづくり方針について
- ・長崎都市計画新住宅市街地開発事業 諫早西部新住宅市街地開発事業の都市計画変更（廃止）について（長崎県決定）
- ・長崎都市計画 用途地域の変更（諫早市決定）
- ・長崎都市計画 地区計画の変更（グリーンヒルズいさはや西部台地区計画）（諫早市決定）

●注意事項

- ・今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、説明会会場の閉鎖等の場合は、開催日の変更（延期）があり得ます。その際は改めてお知らせします。
- ・ご来場の際はマスクの着用など感染症対策にご協力をお願いします。
- ・皆様のご都合に合わせて3会場のいずれかへお越しください。ただし、一定人数を超えた場合はコロナ対応のため入場をご遠慮いただく場合がありますので、ご了承ください。

●問い合わせ先

長崎県住宅供給公社 技術部土地開発班 095-824-1254（直通）

●各説明会会場

- ・会場案内図については、以下を参照下さい。

